【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年６月24日
【事業年度】	第８期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
【会社名】	株式会社 ベリサーブ
【英訳名】	VeriServe Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　 浅井 清孝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
【電話番号】	０３（５９０９）５７００
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部経理・広報ＩＲ統括部長 髙橋　豊
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
【電話番号】	０３（５９０９）５７００
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部経理・広報ＩＲ統括部長 髙橋　豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
売上高	(千円)	4,529,032	4,793,972	6,981,598	8,822,590	7,402,607
経常利益	(千円)	790,495	713,879	1,157,562	1,383,804	579,673
当期純利益	(千円)	449,733	414,797	657,834	788,049	297,620
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	364,236	368,382	370,878	779,294	780,944
発行済株式総数	(株)	23,603	23,804	23,925	25,463	25,543
純資産額	(千円)	1,733,591	2,156,679	2,783,799	4,328,869	4,502,471
総資産額	(千円)	2,515,055	2,720,980	3,918,122	5,402,749	5,111,336
１株当たり純資産額	(円)	73,447.91	90,601.56	116,355.26	170,006.26	176,270.27
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	(円)	― (―)	1,500 (―)	2,500 (―)	3,500 (―)	3,500 (1,500)
１株当たり当期純利益金額	(円)	19,118.09	17,510.12	27,540.61	32,362.11	11,687.88
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	18,291.53	16,893.26	26,800.09	31,548.49	11,454.86
自己資本比率	(%)	68.9	79.3	71.0	80.1	88.1
自己資本利益率	(%)	29.9	21.3	26.6	22.2	6.7
株価収益率	(倍)	43.4	29.4	19.9	10.0	11.1
配当性向	(%)	―	8.6	9.1	10.8	30.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	393,573	92,958	921,163	676,781	83,229
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△38,418	△191,366	△114,292	△113,091	△67,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	6,398	7,748	△31,033	753,437	△124,681
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,670,997	1,580,337	2,356,175	3,673,302	3,560,333
従業員数	(人)	108	129	180	230	285

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。
４．純資産額の算定にあたり、第６期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

２【沿革】

平成13年７月	システム検証サービスへの専門特化と事業の拡大を目的に、東京都新宿区に株式会社ＣＳＫ(現 株式会社ＣＳＫホールディングス)の100%子会社として、資本金100百万円にて株式会社ベリサーブを設立。
平成13年７月	大阪市北区西天満に西日本支店（現 西日本事業所 大阪市中央区北浜）開設。
平成13年８月	独立企業として各種検証サービスの提供を開始。
平成14年５月	多角的人材活用の一環としてシニアテスター制度導入。シニアテスター採用を開始。
平成14年６月	セキュリティ検証サービスの商品メニューとしてネットワーク負荷テストサービスの提供を開始。
平成15年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成16年５月	名古屋市中区錦に名古屋事業所開設。
平成17年９月	本社を現在地に移転。
平成19年８月	名古屋事業所を愛知県刈谷市に移転し、中部事業所に改称。
平成19年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更。
平成20年10月	中部事業所を愛知県名古屋市に移転。
平成21年３月	プライバシーマークを取得。

３【事業の内容】

当社は、親会社である株式会社ＣＳＫホールディングス（以下、ＣＳＫホールディングス）を中心とする企業グループに属しております。

当社の事業は、ハードウエアに組み込まれて動作するソフトウエア、ソフトウエアパッケージ等、パソコンに関連する製品・システムの検証を、体系立ててトータルにサービスすることが、これまでのサービスの中心になっておりました。最近では携帯電話やカメラ、テレビ、オーディオ機器等、従来パソコンと関連をもたなかった分野の製品・システムにおいても、インターネットの普及と通信のブロードバンド化、低コスト化等により、製品・システムのデジタル化が進展しております。当該デジタル化の進展により、製品・システムの多機能化、高機能化が促進され、組み込まれるソフトウエアは増加しており、ソフトウエアを受け入れる側の製品・システムにおいても、多くのソフトウエアとの機能確認が必要になってきていると当社では考えております。当社の事業においても、高度なソフトウエアが組み込まれた携帯電話やカーナビゲーション・システム、ＤＶＤプレーヤー等のいわゆるノンＰＣ系の製品・システムに関するサービスが増加してきております。この傾向は今後も増大し、システム検証サービスの需要は増加していくものと当社では予想しております。

またシステム検証サービスには、ＩＴ関連の製品・システムの作り手側のみならず、使い手（ユーザー）側にも大きな需要があり、今後、ＩＴ関連の製品・システムの更なる普及に従って需要が増加していくものと当社では考え、ユーザー側のシステムの保全に関するセキュリティ分野に絞ったサービスの提供を行っております。

以上のような経緯により、現在当社が提供しているサービス内容及び各サービスの特徴は以下のとおりであります。

(1) 製品検証サービス

ＩＴ製品・システムの作り手である、ハードウエアメーカーやソフトウエアベンダー向けに提供しているサービスで、当社が株式会社ＣＳＫ（現ＣＳＫホールディングス）の一部門であった時代から20年以上の歴史と経験を積み重ねており、当社のサービスの中心となっております。この分野では現在、以下の３種のサービスを提供しております。

（開発支援検証サービス）

当社の顧客となるハードウエアメーカーやソフトウエアベンダーが開発中の製品・システムを、当該顧客の規模や製品の特性に応じて、個別に検証するサービスであり、現在、当社の主要な業務となっております。サービスの対象製品はパソコン、プリンタ等のパソコン周辺機器を始め、携帯電話やデジタルカメラ、デジタルテレビ、デジタルオーディオ機器などいわゆるＩＴ製品全般にわたります。当該サービスの範囲としては、ソフトウエアのテストプロセスに関する顧客へのコンサルティング、テスト計画策定、テスト設計、テスト実行及び顧客への検証結果報告等があります。当該サービスは、顧客企業で開発中の製品・システムが対象であるため、検証結果のタイムリーなフィードバック及び開発情報の機密保持が要求されます。したがって当該サービスの提供形態は、顧客先の開発施設に当社の人員を常駐させる形態が中心となっておりますが、顧客より委託された製品・システムを、当社の専用施設内で検証する形態でのサービスも提供しております。

開発支援検証サービスの一般的なサービスの流れの概念図は以下のとおりです。

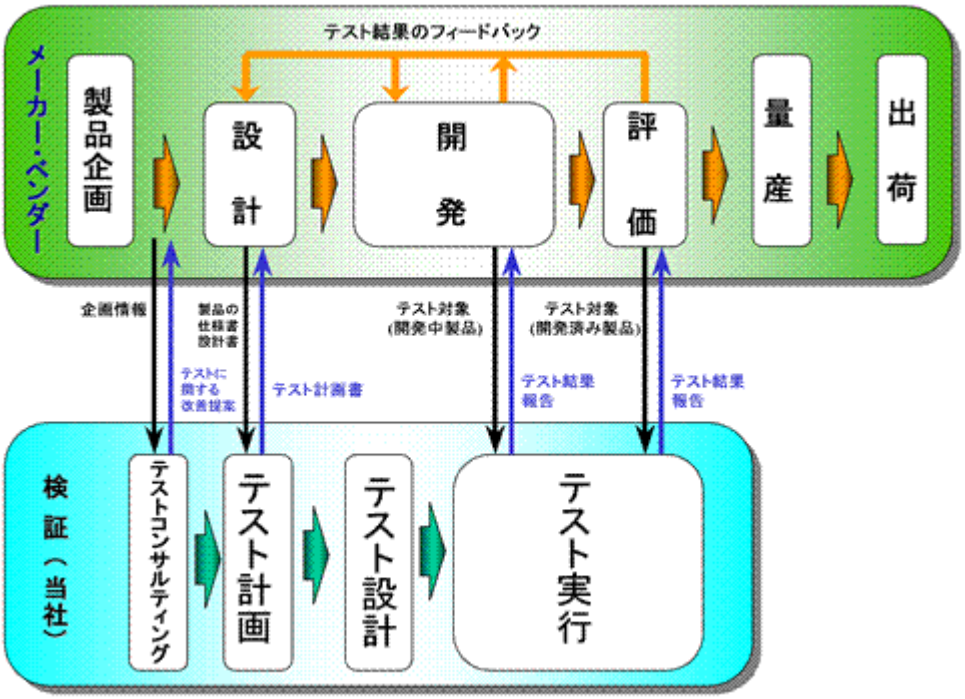

（認定支援サービス）

当該サービスの中心は、米国マイクロソフト社の承認を必要とするDesigned for Windows®ロゴ取得の支援サービスであります。米国マイクロソフト社は、自社のＯＳ（注１）であるWindows®を搭載している、あるいはWindows®に接続されるパソコンやパソコン周辺機器等が、当該搭載や接続によって不具合を生じないことを実際のテスト結果に基づいて確認した場合、当該確認を行ったことを示すため、Designed for Windows®ロゴを当該製品・システムに貼付することを承認しております。当社の認定支援サービスは、同社の承認を取得するために必要なＷＨＱＬ（注２）が規定する事前確認テスト（プレテスト）を行うサービスであります。

対象顧客はDesigned for Windows®ロゴを取得するパソコンメーカーやパソコン周辺機器メーカーであります。当該サービスでは、顧客が開発中の製品・システムに対し、マイクロソフト社がインターネット上で無償提供するテストプログラムを用いてテストを実行し、承認申請に必要なテスト結果を作成すると共に、テスト結果に問題が発見された場合には、その解析と解析結果に基づく改善提案も顧客に提供しております。

（注１）ＯＳ：Operating Systemの略。ハードウエアを作動させる基本ソフトウエアを指します。
（注２）ＷＨＱＬ：Windows Hardware Quality Labs.の略。米国マイクロソフト社内のロゴ使用認可業務専門組織の名称です。

（検証情報サービス）

当該サービスでは、検証対象のＩＴ製品・システムを様々なパソコンやパソコン周辺機器等と組合せて使用した場合の動作確認情報の提供、発売から間もない新機種パソコンの詳細な仕様情報等を当社で実際に調査した結果をまとめた「ＰＣレポート」の販売を行っております。また様々なメーカーのパソコン等と検証対象のＩＴ製品との接続確認が可能な設備（ＩＴプラットホームテストセンターと呼んでおります）を時間単位で提供するサービスを行っております。当該サービスの顧客は様々ですが、ＩＴプラットホームテストセンターの主要顧客は大手通信事業者、携帯電話メーカー各社及びパソコン周辺機器メーカー各社となっております。当社では当該サービス提供のための設備として、各種仕様、売れ筋等の情報に基づき、当該調査業務・検証業務に必要なパソコンを選定購入しております。平成21年３月末現在では、様々なメーカーのパソコン374機種、携帯電話419機種等を保有しており、今後も必要に応じ積極的に追加購入していく計画であります。

(2) セキュリティ検証サービス

ＩＴ製品・システムのユーザー向け検証サービスとして、当社は平成15年３月期よりユーザー側のシステムの保全に関するセキュリティ分野での検証サービスに進出しております。

現在では、顧客の社内情報システムや、インターネット経由で公開するホームページ、あるいは電子商取引用のインターネットシステムなど、他社が顧客向けに開発したアプリケーションシステムに対する負荷の許容量（社内ネットワークやインターネット経由での同時接続に対する被接続システム側の物理的受容限界件数）を、米国マーキュリー社の専用ツールを用いて調査するサービス（スケーラビィリティ・テスティング・サービス（ＳＴＳ）と当社では呼んでおります）が中心となっております。これは負荷の集中によってひき起こされる予期せぬシステムダウンやそれに伴うデータの破壊・消失等を防ぐため、事前に負荷の許容量を確認するサービスであります。かかるサービスを、当社ではセキュリティ分野での検証サービスの一つと位置付けております。他にアプリケーションシステムの外部環境からの接続に対する脆弱性の調査サービスも提供しており、これらのサービスは主に電子商取引を行っている企業が顧客となっております。

(3) その他のサービス

その他のサービスにつきましては、上記(1)及び(2)に分類されない検証業務や顧客企業内でのシステムインフラの構築やシステム開発及び社内システム保守・運用に関するサービスを提供しております。

［事業系統図］

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

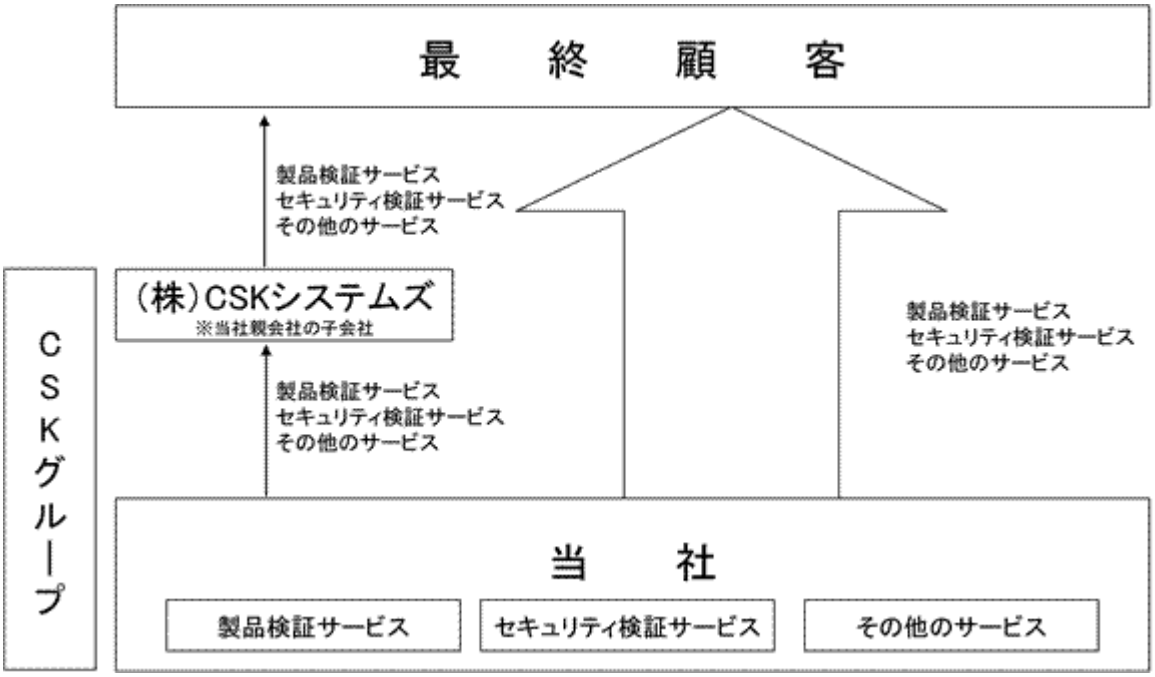

4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の被所有割合（%）	関係内容
（親会社） 株式会社ＣＳＫホールディングス	東京都港区	73,225,401	持株会社等	56.8	事務所賃借 役員の兼任（２名）

（注）有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年３月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
285人	38歳 9ヵ月	3年 0ヵ月	6,151千円

（注）１．従業員数は、就業人員であります。
２．従業員数には契約社員22名、受入出向者11名が含まれております。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．従業員数が前事業年度末と比べ55名増加しているのは、主として事業拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は親会社の株式会社ＣＳＫホールディングスの労働組合であるＣＳＫ労働組合ベリサーブ支部として結成しておりましたが、平成15年９月11日単独労働組合としてベリサーブユニオンとなりました。平成21年３月31日現在における組合員数は209名であります。他に受入出向者３名がＣＳＫ労働組合に加入しております。
なお、労使関係は安定しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度のわが国経済は、未曾有の世界的経済の悪化が輸出を減速させており、急速な景気後退が企業収益を押し下げています。また、企業における設備投資も大幅に減少させている状況にあります。さらには、雇用、所得環境が厳しさを増す中、一段と不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境といたしましては、輸出企業による在庫調整圧力や消費者心理の冷え込みによる需要動向の減退が製品開発サイクルを先延ばしにしつつあります。しかしながら、さまざまな製品にソフトウエアを組み込んでいく大きい潮流は変わっておらず、景気変動の影響は受けるものの、製品開発においてソフトウエアが大きいウェイトを占めていく状況に変わりはなく、ソフトウエア開発・検証コストの削減、品質管理の重要性がますます認識されてくると考えております。

このような環境の中、当社は第三者の立場でソフトウエアのテスト・評価を行う「第三者検証」を提唱し、新製品の企画から量産化に至る開発サイクルにおいて各段階に合わせたサービスを提供する「フルライン検証サービス」の提供を目指し、事業活動をすすめております。

当事業年度においては、主力サービス分野の対象製品に対する検証サービスが厳しい環境を迎え、当社主力サービスである開発支援検証サービスが全般的に影響を受け、売上高が減少いたしました。検証対象製品の分野ごとに見てみますと、自動車産業ならびにデジタル家電業界などでは、急速な景気後退に対応するため、新規開発を一時延期するなどの措置が見受けられ、新製品開発に伴う検証業務が減少いたしました。また、新規分野の開拓においても、幅広いメーカーが今回の景気減速の影響を受けており、厳しい環境が続いております。

一方、従来より当社では、システム検証技術者の育成を行っております。ソフトウエアの検証業務を行う技術は、単なるテスト実施者ではなく、品質管理に必要な視点を養っていく必要があります。このためには時間もかかるため、人材への投資が不可欠と判断しているからであります。当社では、中長期的な視点に立ち、システム検証技術者の採用をすすめ、採用要員に対する専門教育を実施し、今後の成長を担う技術者育成をすすめております。この結果、当事業年度における従業員数は、前事業年度末に比べ55名増加し285名となりました。これに伴う募集費用及び採用要員に対する技術教育・研修費用が増加いたしました。

以上のような事業活動の結果、当事業年度の売上高は、7,402,607千円（前年同期比16.1%減）、営業利益は568,791千円（同59.5%減）、経常利益は579,673千円（同58.1%減）となりました。これらの結果、当期純利益は297,620千円（同62.2%減）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

（製品検証サービス）

当社の主力事業であります製品検証サービスのうち、総売上高の95.9%を占める開発支援検証サービスは、検証対象製品が前述のように推移したことにより、売上高は7,097,464千円（前年同期比16.1%減）となりました。

また、認定支援サービスにつきましては、米国マイクロソフト社の承認を必要とするDesigned for Windows®ロゴ取得の支援を主力としたサービスで、次期オペレーティングシステムへの端境期となり当事業年度における売上高は56,106千円（同56.2%減）となりました。

検証情報サービスは、ＩＴ機器どうしを組み合わせて使用した場合の動作確認情報の提供及びＩＴプラットホームテストセンターを時間単位で提供するサービスであり、当事業年度は製品相互の接続性を検証するサービス等が堅調に推移し、売上高は66,666千円（同74.0%増）となりました。

以上の結果、製品検証サービスの売上高は7,220,237千円（同16.3%減）となりました。

（セキュリティ検証サービス）

セキュリティ検証サービスは、顧客の社内システム及びインターネット経由で公開するホームページ、あるいは電子商取引用のインターネットシステムに対し、負荷の許容量や脆弱性を検証するサービスで業務系アプリケーション等へのサービスが増加し、売上高は58,176千円（前年同期比27.6%増）となりました。

（その他のサービス）

その他のサービスにつきましては、前述の事業部門に分類されない検証業務や顧客企業内でのシステムインフラの構築やシステム開発及び社内システム保守・運用に関するサービスを提供しております。

当社ではシステム検証業務に注力し、新規のシステム開発等を行っていないため、当事業年度の売上高は124,194千円（前年同期比15.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末より112,968千円減少して、3,560,333千円となりました。当事業年度中におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは83,229千円の増加（前事業年度は676,781千円の増加）となりました。これは主に法人税等の支払額（535,940千円）により減少したものの、税引前当期純利益（569,729千円）を計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは67,157千円の減少（前事業年度は113,091千円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得（21,352千円）及び無形固定資産の取得（33,235千円）によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、124,681千円の減少（前事業年度は753,437千円の増加）となりました。これは主に配当金の支払（127,275千円）により減少したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の提供している事業はシステム検証サービス業でありますので、事業上の特性から生産実績を示すことは困難であるため記載しておりません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第８期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）			
	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
開発支援検証サービス	6,133,570	△26.7	853,578	△53.0
認定支援サービス	51,837	△59.3	－	△100.0
検証情報サービス	107,010	179.3	40,344	－
製品検証サービス計	6,292,418	△26.3	893,922	△50.9
セキュリティ検証サービス	51,650	7.6	390	△94.4
その他のサービス	116,918	△5.9	17,096	△29.9
合　計	6,460,987	△25.8	911,408	△50.8

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第８期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	前年同期比（%）
開発支援検証サービス（千円）	7,097,464	△16.1
認定支援サービス（千円）	56,106	△56.2
検証情報サービス（千円）	66,666	74.0
製品検証サービス計（千円）	7,220,237	△16.3
セキュリティ検証サービス（千円）	58,176	27.6
その他のサービス（千円）	124,194	△15.6
合計（千円）	7,402,607	△16.1

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

（注）２．最近２事業年度の主要な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第７期		第８期	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
ソニー株式会社	1,997,906	22.6	1,495,639	20.2
パイオニア株式会社	1,463,739	16.6	1,297,505	17.5

３【対処すべき課題】

当社の事業は、新製品開発を行うハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーの社内において行われている「システム検証」業務をアウトソーシングとして受託することにより成立しております。平成13年７月の設立以来、一貫してＩＴ製品のソフトウエア検証を行ってまいりました。当社顧客の主力は従来のパソコン及びその周辺機器メーカーを中心としたものから、カーナビゲーション・システムを中心としたＩＴＳ分野、携帯電話分野、デジタルテレビ及びＤＶＤレコーダー、オーディオ等の情報家電分野に推移しております。

一方、このような顧客では、従来のアナログ製品からデジタル製品にシフトしていく移行段階であり、製品開発において当初の計画以上に費用がかかる一方、拡大する対象市場では価格の下方圧力は強く、想定以上に進行しております。国内ＩＴ機器メーカーにおいては、デジタル化の進展するマーケットの中で、製品開発のスピード向上とコスト削減は急務の課題となっております。当社といたしましては、顧客の製品開発におけるトータルコストを抑制しながら、高品質な製品が供給される体制の実現を支援していく総合的なサービスを提供することで、当社のシェアを獲得・拡大していく方針です。そのためには、従来の動作検証サービスのみならず、総合的なサービスを提供していくための当社サービスの拡充、ならびに顧客ニーズに対応できるシステム検証技術者の育成が重要な課題であると認識しております。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、当事業年度末において投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご留意下さい。

1．事業に関連するリスク

(1) 事業環境について

① システム検証業務のアウトソーシングについて

当社の事業は、ハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーの社内で開発段階において行われている「システム検証」業務をアウトソーシングとして受託することにより成立しております。ハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーは、当該システム検証の作業を、社内において何らかの形で社内知識の集積の上に行っており、現状では、当該システム検証業務を外部に委託するという認識が一般的には、いまだ低いものと当社では考えております。

一方で、インターネットの普及と通信のブロードバンド化、低コスト化等により、パソコンに限らず、携帯電話やデジタルカメラ、デジタルテレビ、デジタルオーディオ機器、高度道路交通システム(ＩＴＳ)等のさまざまな分野で製品・システムのデジタル化が進展し、多機能かつ高機能なものとなり、それに伴って組み込まれるソフトウエアの量は膨大なものとなっております。また各ハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダー間の開発競争により、これら製品・システムのライフサイクルは短縮化され、それに伴って開発期間も短縮化されることとなり、開発技術者はコア業務である製品・システムの開発に注力せざるを得なくなっております。したがってハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーは、社内知識の集積だけでは解決できない新しい機能・システムに関するテストの問題も含めて、システム検証業務（特に開発支援検証）を、かかる業務を専業とする当社のような第三者企業にアウトソーシングする傾向が強くなると当社では予想しております。

当社は、社外の方々を対象とした「システム検証セミナー」を開催する等、システム検証が独立業務として認知され、アウトソーシングする業務として認識されるべく努力をしておりますが、今後もシステム検証が独立した業務として認知されなかった場合、また機密保持等の目的から顧客における内製化志向が継続あるいは強化された場合は、システム検証業務のアウトソーシングが拡大しないことになります。かかる場合には当社の事業展開及び業績は重大な影響を受ける可能性があります。

② システム検証サービスのマーケットと競合の状況について

上記①に記載のとおり、当社の事業であるシステム検証サービスは、一般に独立した業務として認知されておらず、アウトソーシングする業務として十分には認識されていないため、現状ではマーケットとして確立しているものではないと当社では考えております。また、システム検証サービスをアウトソーシング事業として受託している企業は、現状では数社程度であると当社では推定しておりますが、当社が専業としていることと比較して、いずれも事業の一部としてシステム検証サービスを行っているものであります。さらに、システム開発企業等がシステム開発の一環としてシステム検証作業を行っている可能性もありますが、いずれにしても現在においては、同業他社との厳しい競合状態が発生しているという段階には達していないものと思われます。

当社は長年にわたるシステム検証実績に基づく経験とシステム検証理論に裏づけされたノウハウの蓄積があり、同業他社との競争が激化しても十分に対抗し得るものと考えております。しかしながら、資金力・ブランド力を有する大手ソフト開発会社等の有力企業がシステム検証マーケットの価値を認知して新たに参入してきた場
合、あるいは競合するシステム検証サービスを行う企業の当該部門が強化された場合、またシステム検証マーケットの価格競争が当社の予想を超えて厳しさを増した場合等には、当社の業績にも影響を及ぼす可能性があります。

(2) 顧客との関係について

① 顧客との紛争の可能性について

当社の顧客が当社のシステム検証サービスを経て販売する製品・システムの中に不具合があった場合には、顧客が多額の回収費用を投じて回収を余儀なくされることもあります。当社の現在のサービスは製品・システムそのものの品質を保証しているわけではなく、当社が行ったサービスの範囲の中で責任を負う形態となっております。

しかしながら当社のサービス提供形態のうち、現在中心となっている顧客先の開発施設に当社の人員を常駐させる形態のサービスにおいては、個別の業務委託契約書に具体的な作業範囲、作業項目を詳細に記載しきれない部分があるため、責任の所在を契約書等によって明確に定められない場合が多くなっております。このため当社独自のマニュアルの運用等により顧客との意思の疎通を図り、また現場での指示系統・指示内容を明確にする等、業務運営の中で責任範囲を明確にし、顧客との紛争が生じないよう常駐する人員に指導しております。

また、顧客より委託された製品・システムを、当社の専用施設内で検証する形態でのサービスにおいては、具体的な作業範囲、作業項目等を明確にした詳細な見積仕様書等を作成し、顧客に当社の責任範囲を明示しております。

顧客との紛争を未然に防止するため、以上のような対策を講じてはおりますが、当社の提供したサービスが顧客の求める品質を満たせず、なおかつ迅速・適切な対応ができなかった場合は、顧客との業務委託契約に基づく瑕疵担保責任に基づき、クレームを受け、業務委託に関する契約が解約、あるいは多額の損害賠償請求を受ける可能性がないとは言いきれません。かかる場合には当社の業績あるいは財政状態は影響を受ける可能性があります。

② 顧客情報の機密保持について

当社の行うサービスは、業務の性格上、顧客の機密情報にふれることが多いため、機密保持については当社社員ならびに当社の外注先企業の社員を厳しく指導しております。当社サービスの中でも開発支援検証サービスでは、ハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーの新製品開発部門に、かかる社員が常駐し、顧客の開発担当者と共同で作業を行うことが主体となっております。したがって、当該部門に常駐する社員は恒常的にハードウエアメーカー・ソフトウエアベンダーの新製品情報を知り得る立場にあります。当社では、こうした社員に対し徹底したモラル教育を行うとともに、守秘義務の認識を徹底するためリーガルマインドを育成し、機密情報の漏洩防止に努めております。また、外注先企業の社員については、機密保持契約ならびに個人情報の取扱いに関する覚書を締結し対策を講じております。

しかしながら、万一情報漏洩が発生した場合には、顧客からクレームを受け、業務委託に関する契約が解約、あるいは損害賠償請求を受ける可能性がないとは言いきれません。かかる場合には当社は業界において信用を失い、また当社の事業展開あるいは財政状態は影響を受ける可能性があります。

③ 法的規制等の変更の可能性等について

当社の主力事業である開発支援検証サービスでは、顧客先の開発施設に当社の人員を常駐させる形態が中心となっておりますが、顧客企業との契約の大部分は業務請負の契約形態により、前述の「①顧客との紛争の可能性について」に記載されている事項に留意しながら業務を進めております。当該業務請負事業は、民法を始めとして、労働基準法、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法その他の関係法令の規制を受けております。これらの関係法令は、労働市場を取り巻く社会情勢の変化などに応じて今後も適宜改正ないし解釈の変更等が行われる可能性があります。また、監督官庁の対応も変化する可能性があります。これら法的規制等の改正や変更あるいは監督官庁等の対応の変化等の内容によっては、当社の業務推進や事業展開に支障が出ることにもなりかねず、ひいては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定顧客への依存について

当社は顧客の製品・システムの製品開発過程においてサービスを提供しており、システム検証サービスの検証対象となる多数が民生品であります。このような民生品の多くは、特定のメーカーならびに特定のシステムベンダーが開発・製造を行っており、当該サービス対象の顧客の開拓および取引拡大をすすめた場合、結果として特定顧客との取引比重が相対的に高くなる可能性があります。当事業年度における売上上位10社の比重が総売上高の６割強を占めており、特定顧客先への依存は高い状況にあります。

当社としては、新規顧客の開拓ならびに既存顧客との取引拡大をすすめ、その比重の低減に努めていく考えですが、当該状況において、主要顧客の製品開発の方針ならびに社会環境の変化、技術革新、その他何らかの要因により主要顧客との取引に著しい変動があった場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

(4) 外注依存度について

当社はシステム検証サービスの過程で、短期間で多様なテストを実行する必要性等により、当社の社内技術者だけではテスト実行作業の要員数が不足する場合があります。また、当社のサービス対象である製品・システムは多機能・高機能であり、特定のサービス対象において当社の社内技術者だけでは対応しきれない特殊で汎用性のない知識やスキルが短期的に必要となる場合もあります。

当社は、以上のように顧客のサービスニーズに対して当社社員のみでは対応できない場合、人件費の固定化を防ぐ意味でも積極的に外注先を活用することで対応しております。当社の売上原価に占める外注費の割合は当事業年度で66.1%となっており、今後も高水準で推移すると想定されます。当社は主な外注先の人員についても、「システム検証理論研究会」に参加を呼びかける等、システム検証要員のスキルアップに努めております。しかしながら、当社が必要とするスキルを持った外注先の確保が十分にできなかった場合、また、労働市場における需給が逼迫し、必要な要員を確保するため外注費の負担が増加した等の場合には、当社の業務執行、業績あるいは財政状態は影響を受ける可能性があります。

(5) 認定支援サービスにおける米国マイクロソフト社への依存について

当社の当該サービスの大部分は、米国マイクロソフト社のDesigned for Windows®ロゴ取得支援サービスであります。当該サービスはインターネット上で無償取得できるテストプログラムを使用するため参入障壁が低く、競合の激化、サービス価格の下落の可能性があります。また、米国マイクロソフト社のＩＴ業界における大幅な地位の変動、もしくは現在、当該業務に関して当社と技術交流を行う等協力的な関係を持続しているマイクロソフト社との関係の悪化等が何らかの理由により発生した場合には、当該サービス部門の業績は影響を受ける可能性があります。

(6) システム検証事業における先行投資の必要性

当社では、各種検証サービスを行うにあたり、各製品の互換性、両立性、接続性等を多種多様な機器で実証及び仕様確認する必要があります。また、システム検証の各種サービス提供にあたり、各種検証ツールのソフトウエア・ライセンス等が発生する場合もあります。一方、互換性、接続性等の確認作業及び各種検証ツールを適確に動作させるための教育・訓練や研究等で、費用も先行的に発生いたします。

システム検証をサービスとして提供している当社では、上記のような先行的投資は必要不可欠であり、今後も継続して行く予定です。しかしながら、このような製品・システム等のライフタイムの短期化、多機種化等により、当社の先行設備投資ならびに関連する費用の負担が想定した以上に増加した場合、当社の業績あるいは財政状態は影響を受ける可能性があります。

(7) 知的所有権について

当社としては当社の事業は知的所有権には馴染まないと考えており、知的所有権に関する権利の申請を行っておりませんが、最近においてはビジネスモデルに関連した特許の申請が増加しており、将来にわたって当社の事業が第三者の知的所有権に抵触しないとは言いきれません。第三者から当社に対し正当な権利主張がなされた場合や法的手続きでそれが認められた場合には、損害賠償義務の負担や当該知的所有権を継続使用するための負担の発生、または当社事業の一部もしくは全部の遂行ができなくなる可能性があります。

(8) 「システム検証理論」について

当社では、東京大学・中央大学で品質管理、システム工学を専攻してこられた諸先生の指導のもと、システム検証業務の理論化を図るため、当社がＣＳＫの一部門であった平成６年より「システム検証理論研究会」を毎月開催してきております。当該研究会は、それまで社内において個々の技術者の検証経験とその経験に基づく直感により行われてきたシステム検証業務を、体系立てて理論化するための当社独自の取り組みであります。当該研究会での諸先生の指導に基づき、当社社内において週に１度開催してまいりました「システム検証理論推進会」では、これまでの研究結果を「ソフトウエアの目的別システムテスト設計手法」という冊子にまとめております。当社は、当該冊子の作成にあたった「システム検証理論推進会」の構成メンバー（当社社員）との間で、当社に当該冊子の著作権が帰属する旨を確認する覚書を締結しておりますが、今後当該冊子の利用価値が高まった場合、かかる当社社員との間で著作権等に関する紛争が生じる可能性がないとは言いきれません。なお、システム検証理論研究会は他社社員も出席する勉強会であり、不特定多数の者に秘密でないものとして内容が知られておりますので、本研究の内容が特許として認められる可能性は低いと当社は考えております。

２.ＣＳＫグループとの関係

(1) 親会社グループにおける位置付けについて

当社は、親会社である株式会社ＣＳＫホールディングス(以下「ＣＳＫホールディングス」)を中心とする企業グループ（以下「ＣＳＫグループ」）に属しております。当社はＣＳＫグループにおいて唯一、各種デジタル製品のシステム検証事業に特化した会社であります。当社事業に求められる業務の中立性のさらなる強化、システム検証サービスの社会的認知拡大等の目的からＣＳＫホールディングスは、当社の株式上場によってその独立性を高める戦略を採用しており、当該独立性についてのＣＳＫホールディングスの方針については当社も確認しております。今後、当社に対するＣＳＫホールディングスの当該戦略がさらに進められた場合、当社とＣＳＫグループの関係が希薄化する可能性があります。

一方、ＣＳＫグループでは、ＩＴの強みを最大限に活かした、総合的なサービスプロバイダー企業グループを目指しており、今後、ＣＳＫグループの運営方針の変更等によっては、逆に当社とＣＳＫグループの関係がより強化される可能性もあります。

さらに、当社のサービスであるシステム検証の実施にあたって、顧客が当社に対し、完全な独立性を求め、ＣＳＫ関連企業である当社以外からサービスを受けるようになった場合は、顧客の拡大が進まず、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

(2) 親会社グループとの人的関係について

平成21年３月末現在、当社の役員９名のうち、取締役１名、監査役１名は、当社の親会社であるＣＳＫホールディングスの取締役または執行役員を兼務しております。取締役の福山義人については経営陣強化を目的として、監査役の清水康司は監査体制の充実を目的として、それぞれ当社が招聘しております。

また、平成21年３月31日現在における当社従業員285名のうち、ＣＳＫホールディングス及びＣＳＫシステムズからの受入出向者は５名在籍しております。その内訳は次のとおりです。

	ＣＳＫホールディングス	ＣＳＫシステムズ
平成20年３月31日現在の在籍者	２名	５名
出向受入	２名	０名
出向解除（帰任）	１名	１名
当社へ転籍	１名	１名
平成21年３月31日現在の在籍者	２名	３名

これは当社の社員募集に応じＣＳＫホールディングスならびにＣＳＫシステムズより当社への出向を希望した人員の中から選抜したものであります。５名の出向者については、３年間の出向契約期間満了時に転籍するか、出向解除で帰任するか、本人の意思を含めて今後当社は検討することになります。

当社とＣＳＫホールディングスならびにＣＳＫシステムズとの間では、個別の出向者ごとに出向期間を明示した覚書を締結しておりますが、当社業務の性格上、人材育成に一定期間を要するため今後短期間の間に当該出向者が出向を解除され、各社へ復帰するような事態が発生した場合には、当該出向者が係わっている業務に滞りが発生し、当社業務の執行に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 関連当事者取引について

当事業年度における当社とＣＳＫホールディングス及びＣＳＫグループ各社との間の主要な取引につきましては、「第５ 経理の状況 関連当事者情報」に記載しております。

３．その他

(1) 人材の確保について

当社が実施するシステム検証サービスにおいては、業容を充実、拡大させるために常に十分な数の優秀な人材、技術者を確保しなければなりません。また、技術者には高度の知識・技術・経験が要求されるため、一定期間の技術者導入教育と日進月歩で変化しているデジタル家電製品、携帯電話、ＩＴＳ関連機器をはじめとした各種ＩＴ機器等のハードウエア、ソフトウエアに対応する継続教育は不可欠であると認識しております。かかる教育を適時に遂行できない場合、顧客より要求される技術レベルに達せず、当社の業務遂行に支障が生じる可能性があります。

現在は新卒学生採用及び中途採用の両面において、独自の採用基準を用いてシステム検証業務の技術者として素養のある人材の採用、教育を重点的に実施しておりますが、市場の拡大に見合った人員の確保・育成ができなければ、事業の拡大ができない可能性があります。その場合、提供するサービスの質が低下し、当社の事業活動に支障が生じる可能性があります。採用した要員については、適時、システム検証業務の技術的教育期間を設けてまいりますが、追加的に教育期間が発生する場合があります。

また、新規顧客の獲得のため営業要員の確保に努めておりますが、市場の拡大に見合った人員の確保ができなければ、新規顧客の拡大に支障が生じる場合もあります。

(2) ストックオプションについて

当社は、当社の役員、従業員に対して、当社業績の向上意欲や士気を高めることを目的として新株予約権によるストック・オプション制度を導入しております。平成15年８月25日に従業員56名、役員７名、平成17年９月６日に従業員53名、役員５名に対して新株予約権を付与しております。同新株予約権に関する未行使の潜在株式数は、合計851株であり、発行済株式総数25,543株の3.3%に相当しております。

付与された新株予約権の行使により発行される新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらし、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

(3) 調達資金の使途について

当社が平成19年12月に実施した公募増資による資金調達の使途については、今後の事業拡大に向けたシステム検証事業の設備充実に充当する考えであります。しかしながら、当社を取り巻くＩＴ業界は変化の速度が速く、システム検証サービス事業への大手企業による新規参入等、外部環境に劇的な変動が生じる可能性があるため、当社の経営判断として、当該調達資金について、上記の対象以外に振り向けられる可能性も否定できません。また、調達資金により投資家が期待する収益を上げられる保証はありません。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

当社が提供するシステム検証というソフトウエアの品質管理分野の標準的手法を確立するため、システム検証理論の研究を行っております。当該研究は全事業部門に共通する内容であり、当該研究のために開催している「システム検証理論研究会」ならびに各部署から技術者が自発的に参加している「システム検証理論推進会」の運営に要した費用及びＩＴ機器どうしを接続した場合の互換性検証の費用等、当事業年度にかかる研究開発費は、18,664千円であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。
なお、将来に関する記載については、当事業年度末において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、4,709,757千円（前事業年度末 5,005,870千円）となり、296,113千円減少しました。これは、有価証券に区分されていた譲渡性預金の満期により現金及び預金が増加したものの、売掛金等が減少したことによるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、401,578千円（前事業年度末 396,878千円）となり、4,700千円増加しました。これは、有形固定資産及び繰延税金資産が減少したものの、無形固定資産、敷金及び保証金の増加によるものです。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、604,018千円（前事業年度末 1,070,679千円）となり、466,661千円減少しました。これは、主に買掛金及び未払法人税等の減少によるものです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、4,846千円（前事業年度末 3,200千円）となり、1,646千円増加しました。これは、長期リース債務の増加によるものです。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産の部の残高は、4,502,471千円（前事業年度末 4,328,869千円）となり、173,602千円増加しました。これは、配当金127,318千円の支払により利益剰余金が減少したものの、当期純利益297,620千円を計上したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの分析

（キャッシュ・フロー）

現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末より 112,968千円減少して、3,560,333千円となりました。
当事業年度中におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは83,229千円の増加となりました。これは、主に法人税等の支払額（535,940千円）により減少したものの、税引前当期純利益（569,729千円）を計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは67,157千円の減少となりました。これは、主に有形固定資産の取得（21,352千円）及び無形固定資産の取得（33,235千円）によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは124,681千円の減少となりました。これは、主に配当金の支払（127,275千円）により減少したことによるものです。

（キャッシュ・フロー指標）

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
自己資本比率(%)	68.9	79.3	71.0	80.1	88.1
時価ベースの自己資本比率(%)	778.9	450.5	335.2	153.2	64.8
債務償還年数(年)	―	―	―	―	―
インタレスト・カバレッジ・レシオ	―	―	―	―	―

（注）1．上記指標の算出方法

自己資本比率(%)：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率(%)：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債/営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー/利払い

2．いずれも財務数値により計算しております。

3．株式時価総額は、期末株価数値×期末発行済株式総数により算出しております。

4．平成17年３月期、平成18年３月期、平成19年３月期、平成20年３月期、平成21年３月期の債務償還年数及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、有利子負債及び利払いが発生していないため記載しておりません。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における売上高は7,402,607千円（前年同期比16.1%減）となりました。一方、中長期的な視点に立ち、システム検証技術者の採用及び採用要員に対する技術教育等を行ったことにより、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は568,791千円（同59.5%減）、経常利益は579,673千円（同58.1%減）となりました。

これらの結果、当期純利益は297,620千円（同62.2%減）となりました。

なお、事業部門別の業績は「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(4) 戦略的現状と見通し

当社の事業においては、ハードウエアに組み込まれて動作するソフトウエア、ソフトウエアパッケージ等、パソコンに関連する製品・システムの検証を、体系立ててトータルにサービスすることが、これまでのサービスの中心になっておりました。最近では携帯電話やカメラ、テレビ、オーディオ機器、カーナビゲーション・システム等、従来パソコンと関連をもたなかった分野の製品・システムにおいても、インターネットの普及と通信のブロードバンド化、低コスト化等により、製品・システムのデジタル化が進展しております。

当社は中期的な経営戦略として、当社のターゲットとするマーケットは、ソフトウエアが組み込まれたデジタル製品やシステムを対象といたします。主に次の三つの分野に対して営業を強化し、受注獲得を図る所存です。

① カーナビゲーション・システムを始めとするＩＴＳ分野

② 携帯電話分野

③ デジタルテレビ、ＤＶＤプレーヤー及びオーディオ等の情報家電分野。

また、システム検証サービスには、ＩＴ関連の製品・システムの作り手側のみならず、使い手（ユーザー）側にも、大きな需要があり、今後、ＩＴ関連の製品・システムのさらなる普及に従って需要が増加していくものと考えており、ユーザー側のシステムの保全に関するセキュリティ分野に絞ったサービスを行う等展開をすすめております。今後もユーザー動向等も鑑みサービスを提供していく考えです。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は、72,733千円となりました。その主なものは、社内情報システム構築及びシステム検証サービス用の機器・ソフトウエア等の購入であります。

２【主要な設備の状況】

平成21年３月31日現在における主要な事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名（所在地）	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（人）
			建物	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	合計	
本社（東京都新宿区）	全事業部門共通	本社設備等	72,499	12,267	2,912	74,179	161,857	225

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

３【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

（１）重要な設備の新設等

事業所名（所在地）	事業部門別の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
本社（東京都新宿区）	全社共通	検証設備等の増強ならびに敷金の差入	135,000	3,160	増資資金及び自己資金	平成20年７月	平成21年６月	－
システム検証センター（東京都新宿区）	全事業部門共通	検証設備及び研修設備等の新設	414,000	－	増資資金及び自己資金	平成22年４月	平成22年10月	－
中部事業所（愛知県名古屋市）	中部事業部	営業拠点の新設	28,000	12,955	増資資金及び自己資金	平成20年６月	平成20年10月	－
拠点分室（都区内、関東、西日本の３拠点）	第一事業部 第二事業部 西日本事業部	検証設備の新設	306,000	－	増資資金及び自己資金	平成22年４月	平成22年６月	－

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．完成後の増加能力は業態の特性上判定が困難であるため記載を省略しております。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	64,000
計	64,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成21年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成21年６月24日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	25,543	25,543	東京証券取引所（市場第一部）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	25,543	25,543	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成21年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年８月22日臨時株主総会決議

	事業年度末現在（平成21年３月31日）	提出日の前月末現在（平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	573	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	573	同左
新株予約権の行使時の払込価額（円）	41,250（注）２、３、７	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年９月１日 至 平成22年８月31日 （注）５	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額　41,250 資本組入額　20,625 （注）２、３、７	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４、５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

２．当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後払込価額 ＝ 調整前払込価額 ×（１／分割・併合の比率）

３．時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込価額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

４．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
（ア）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
（イ）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
（ウ）新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。
（エ）その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

５．新株予約権の行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場され、または日本証券業協会に店頭上場した日から６ヶ月間は新株予約権を行使することができないものとする。

６．新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株であります。

７．平成15年８月26日開催の取締役会決議に基づき、平成15年９月16日付をもって普通株式１株を２株に株式分割しております。また、平成15年12月９日開催の取締役会決議に基づき、平成16年２月20日付をもって平成15年12月31日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式１株を４株に分割しております。これらにより、新株予約権の数は149個から1,192個に、新株予約権の目的となる株式の数は149株から1,192株に、発行価額は330,000円から41,250円に、資本組入額は165,000円から20,625円に、新株予約権の行使時の払込価額は330,000円から41,250円にそれぞれ調整されております。

② 平成17年６月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	278	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	278（注）１、５	同左
新株予約権の行使時の払込価額（円）	640,000（注）２、３	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年７月１日 至 平成21年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額　　640,000 資本組入額　320,000 （注）２、３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う事ができるものとする。

２．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後払込価額 = 調整前払込価額 \times \frac{1}{分割・合併の比率}$$

３．当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後払込価額 = 調整前払込価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たりの払込価額}{1株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う事ができるものとする。

４．本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
（ア）新株予約権は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
（イ）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
（ウ）新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
（エ）その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

５．新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株であります。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成16年４月１日～平成17年３月31日（注）１	163	23,603	3,361	364,236	3,361	347,986
平成17年４月１日～平成18年３月31日（注）１	201	23,804	4,145	368,382	4,145	352,132
平成18年４月１日～平成19年３月31日（注）１	121	23,925	2,495	370,878	2,495	354,628
平成19年12月20日（注）２	1,500	25,425	407,632	778,510	407,632	762,260
平成19年４月１日～平成20年３月31日（注）１	38	25,463	783	779,294	783	763,044
平成20年４月１日～平成21年３月31日（注）１	80	25,543	1,650	780,944	1,650	764,694

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。

２．有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行株数　　1,500株

発行価額　　579,500円

引受価額　　543,510円

発行価額　　543,510円

資本組入額　　271,755円

払込金総額　815,265,000円

（５）【所有者別状況】

平成21年３月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数（人）	―	16	17	35	16	2	2,498	2,584
所有株式数（株）	―	1,299	119	14,738	1,411	4	7,972	25,543
所有株式数の割合（%）	―	5.09	0.47	57.69	5.52	0.02	31.21	100

（６）【大株主の状況】

平成21年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ＣＳＫホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	14,500	56.77
ベリサーブ従業員持株会	東京都新宿区西新宿6丁目24-1	1,009	3.95
メロン バンク エヌエー トリーテイー クライアント オムニバス （常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行決済事業部）	ONE MELLON BANKCENTER, PITTSBURGH,PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	910	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	743	2.91
浅井清孝	東京都稲城市	400	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４Ｇ)	東京都中央区晴海1丁目8-11	359	1.41
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズサービス ルクセンブルグ ジャスデックセキュリティーズ（常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	23,AVENUE DE LA PORTE NEUVE L-2085 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	300	1.17
岩崎泰次	静岡県静岡市	262	1.03
髙橋豊	東京都世田谷区	80	0.31
イーエフジー バンク（常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	24,QUAI DU SEUJET CP 2391 1211 GENEVE 2 SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	78	0.31
計	―	18,641	72.98

（注） 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は644株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分121株、投資信託設定分523株となっております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 25,543	25,543	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	25,543	－	－
総株主の議決権	－	25,543	－

②【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

（８）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 平成15年８月22日臨時株主総会決議

決議年月日	平成15年８月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　６名、及び監査役　１名 当社従業員　56名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

② 平成17年６月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名、及び監査役　１名 当社従業員　53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様方に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定的な経営基盤の確保ならびに事業展開のための内部留保を勘案しながら、利益還元策を実施していくことを基本方針としております。これら剰余金の配当につきましては、定款に期末配当ならびに中間配当の年２回を定めております。その決議機関といたしましては、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上のコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術力・サービス体制の強化を行い、さらにはグローバル対応をすすめるために有効投資してまいりたいと考えております。

このような基本方針のもと、当社は今後も成長を継続させ、企業価値向上に努めていく一方、中長期的視点で当社株式を保有しておられる株主の皆様への利益還元として、業績に応じた配当を実施していく考えであります。

具体的な指標といたしましては、株主の皆様から預託された資本に対するリターンという観点から、株主資本配当率（ＤＯＥ(注)）を基本として、業績に応じた安定的かつ継続的な株主還元を目指してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
平成20年10月30日 取締役会決議	38,197	1,500
平成21年６月24日 定時株主総会決議	51,086	2,000

（注）株主資本配当率（ＤＯＥ：Dividend On Equity ratio）
＝配当金総額 ／（前事業年度末・当事業年度末平均の株主資本）× 100

4【株価の推移】

（１） 最近５年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
最高（円）	1,780,000	947,000	722,000	644,000	368,000
最低（円）	777,000	443,000	282,000	291,000	102,300

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ及び東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
２．当社株式は、平成19年12月21日付をもって東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更しております。

（２） 最近６月間の月別最高・最低株価

月別	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年１月	平成21年２月	平成21年３月
最高（円）	159,700	130,000	132,000	139,800	149,900	134,700
最低（円）	102,300	110,200	112,600	115,000	127,600	118,200

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役社長(代表取締役)		浅井 清孝	昭和28年６月21日生	昭和52年４月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成６年６月 同社取締役 平成12年７月 同社取締役検証サービス事業部長 平成13年７月 当社設立代表取締役社長（現任）	（注）３	400
取締役	管理本部長	日髙 博美	昭和33年２月２日生	昭和57年４月 第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社 昭和61年11月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成６年４月 同社総務部長 平成７年４月 同社法務室長 平成13年４月 同社総務部長兼法務部長 平成14年４月 同社総務本部長 平成15年10月 同社株式会社ＣＳＫビジネスサービス設立準備室委員長 平成16年２月 株式会社ＣＳＫビジネスサービス（現 株式会社ＣＳＫアドミニストレーションサービス）代表取締役社長 平成16年６月 日本フィッツ株式会社（現 株式会社ＣＳＫシステムズ）常務取締役 平成16年６月 フィナンシャル・システムサービス・プロバイダ株式会社（現 株式会社ＣＳＫ証券サービス）代表取締役社長 平成17年４月 株式会社ＣＳＫ証券サービス常務取締役 平成17年９月 株式会社エイ・エヌ・テイ（現 株式会社ＣＳＫ Ｗｉｎテクノロジ）常務執行役員 平成20年６月 当社取締役 平成20年７月 当社取締役常務執行役員人事・総務統括部長 平成20年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	（注）３	－
取締役	事業本部長	加治屋 知和	昭和35年９月22日生	昭和60年４月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成13年４月 同社検証サービス事業部個別検証営業所長 平成13年８月 当社出向 システム検証サービス部長 平成14年２月 当社転籍 システム検証サービス部長 平成14年４月 システム検証事業部長 平成15年６月 当社取締役システム検証事業部長 平成20年７月 当社取締役常務執行役員システム検証第一事業部長 平成20年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）	（注）３	40

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	管理本部経理・広報ＩＲ統括部長	髙橋　豊	昭和30年６月22日生	昭和53年４月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成３年４月 スーパーソフトウェア株式会社出向経理部長 平成４年６月 同社取締役管理サービス部長 平成６年４月 ＣＳＩ株式会社（現 株式会社ＣＳＩソリューションズ）入社 営業推進部担当部長 平成12年６月 同社常勤監査役 平成14年10月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成15年５月 同社グループ戦略本部グループ経営企画部長 平成15年６月 当社取締役 平成15年10月 当社取締役経理部長兼事業推進室長 平成20年７月 当社取締役執行役員経理統括部長 平成21年４月 当社取締役執行役員管理本部経理・広報ＩＲ統括部長（現任）	（注）３	80
取締役		福山 義人	昭和24年12月20日生	昭和47年４月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 昭和63年12月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）取締役西日本支社支社長室長兼採用本部西日本採用部長 平成６年６月 同社常務取締役人事本部長 平成12年６月 同社専務取締役人事本部長兼総務本部長兼財務本部長 平成14年６月 同社代表取締役副社長 平成15年３月 当社取締役 平成15年６月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）取締役 平成16年７月 同社代表取締役 平成16年10月 同社代表取締役会長 平成17年６月 当社取締役退任 平成17年10月 株式会社ＣＳＫホールディングス代表取締役社長（現任） 平成18年６月 当社取締役（現任） 平成21年３月 株式会社ＣＳＫ－ＩＳ代表取締役会長（現任） 平成21年３月 株式会社ＣＳＫ ＣＨＡＩＮＡ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ代表取締役社長（現任） （他の法人等の代表状況） 株式会社ＣＳＫホールディングス代表取締役社長 株式会社ＣＳＫ－ＩＳ代表取締役会長 株式会社ＣＳＫ ＣＨＡＩＮＡ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ代表取締役社長	（注）３	40

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役		角田 善弘	昭和29年８月21日生	昭和52年４月 スタンレー電気株式会社入社 平成元年３月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成３年４月 同社監査室長 平成14年６月 ＣＳＫネットワークシステムズ株式会社取締役 平成15年６月 同社取締役人事総務本部長 平成16年４月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）グループ管理部理事 平成16年６月 株式会社ＣＳＫ証券サービス常勤監査役 平成20年６月 当社常勤監査役（現任）	（注）４	－
監査役		梶原 岳男	昭和28年４月30日生	昭和51年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和57年８月 公認会計士登録 昭和60年３月 梶原公認会計士事務所代表（現任） 平成19年６月 当社監査役（現任） （他の法人等の代表状況） 梶原公認会計士事務所 代表者	（注）２	－
監査役		清水 康司	昭和37年７月24日生	昭和62年４月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成14年９月 同社経営企画室部門長 平成15年６月 同社総合企画部部門長 平成16年３月 同社総合企画部課長 平成17年２月 同社総合企画部長 平成20年４月 同社執行役員経理部長 平成20年６月 当社監査役（現任） 平成21年４月 株式会社ＣＳＫホールディングス執行役員財務担当部長（現任）	（注）４	－
計						560

（注）１．監査役梶原岳男氏、清水康司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．平成19年６月22日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
３．平成20年６月24日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４．平成20年６月24日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５．当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項に定める補欠監査役１名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
荒川　智	昭和47年６月18日生	平成８年４月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成12年４月 株式会社ＣＳＫ（現 株式会社ＣＳＫホールディングス）入社 平成20年４月 同社財務部財務課長 平成21年４月 同社財務経理部財務チームセクションマネージャー（現任）	－

（ご参考）

当社は、経営と業務執行を分離し、業務執行の迅速化を行いコンプライアンスを強化するとともに、経営により監督機能の強化を目的に平成20年７月１日より組織変更し執行役員体制に移行しております。

当有価証券報告書提出日現在における執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	注記番号
常務執行役員	管理本部長	日髙博美	※
常務執行役員	事業本部長	加治屋知和	※
執行役員	管理本部経理・広報ＩＲ統括部長	髙橋　豊	※
執行役員	営業本部長	曽根正彦	
執行役員	事業開発本部長	松下悦夫	

（注）※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営上のリスク管理が適切、相当の水準で実行できている状況下で生み出される「利益」こそが「株主」の期待するものであり、「企業は永遠」であるための必要十分条件と考えております。

「公正さ」「公平さ」「迅速性」「適法性」「透明性」「情報開示力」等のキーワードを日々の業務の中で、全役職員に周知徹底し、具体的に組織運営を通じて実行された結果としての「利益」と「継続的な成長」をまさに株主は期待していると考えております。当社はこれに応える責務を負っていると認識しております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

（ⅰ）会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しております。当事業年度末における取締役６名、監査役３名であり、監査役３名のうち常勤監査役１名、社外監査役は２名となっております。

原則として、毎月１回の取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会には監査役も毎回出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、月２回以上の経営会議を開催・運営しており、当社「職務権限規程」等に基づく議案等について迅速かつ適切な意思決定を遂行しております。取締役並びに監査役の員数は定款に定められており、取締役15名以内、監査役４名以内としております。

平成20年６月24日開催の第７回定時株主総会において当社は、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

また、当社では経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の整備のため、取締役の任期を１年とし、役員退職慰労金制度は実質的廃止等の透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

（ⅱ）会社の機関及び執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

当事業年度末につきましては、下記の通りであります。

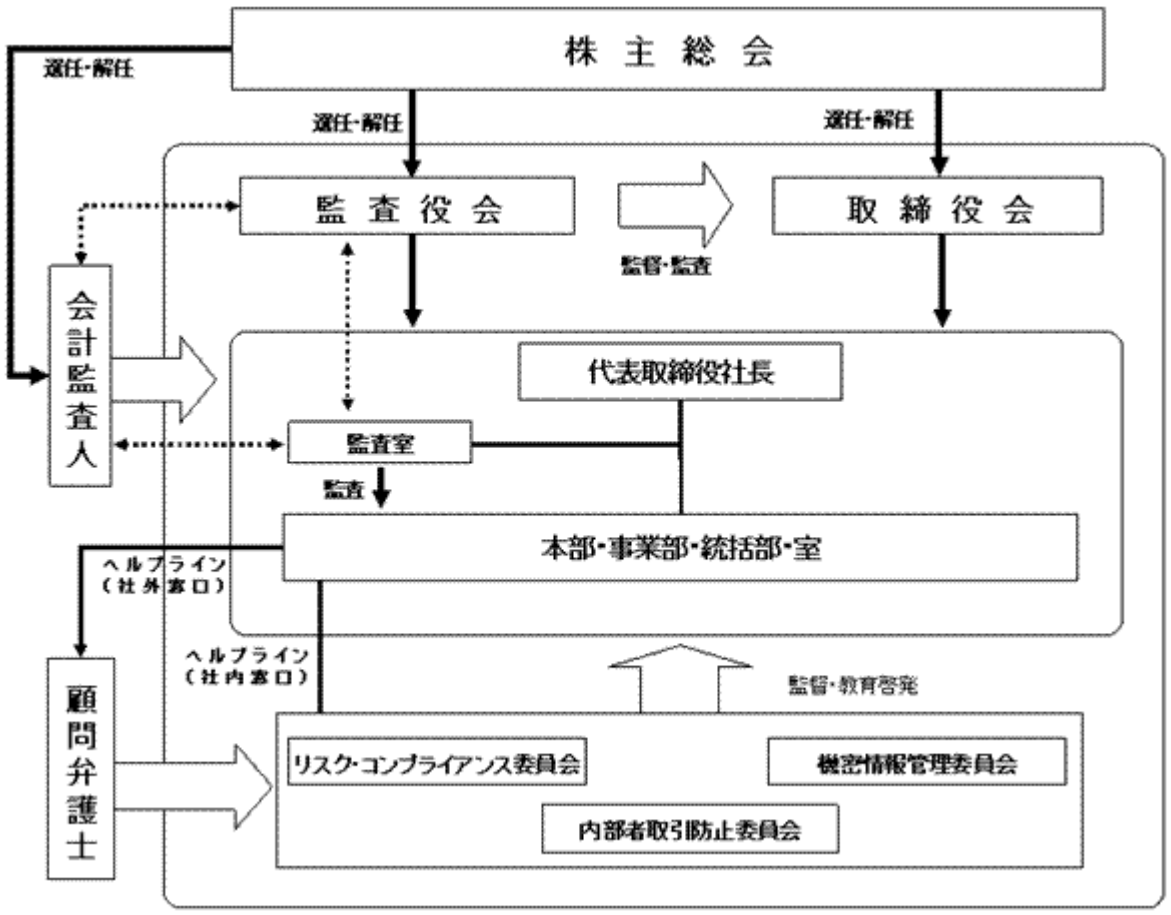

(iii) 内部統制システムの整備の状況

内部統制については、統制組織及び統制手段を相互に結びつけ内部統制が作用する仕組みを構築しております。また、平成18年５月に「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

統制手段としては、社内規程・内規等の整備を図り、業務実施に際しての適正な管理等を行うとともに、監査役、監査法人と連携しつつ内部監査等を実施しております。

なお、平成19年６月22日開催の第６回定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス強化を目的に、社外監査役を１名増員し監査役会を設置し、加えて会計監査人を選任しております。

(iv) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が定期的に各部門の業務監査を行なっており、会計監査人による監査講評会に出席しております。当事業年度末における内部監査部門は２名であります。

平成19年６月22日開催の第６回定時株主総会において、定款の一部変更が決議され、当社は監査役会を設置いたしました。当事業年度末における監査役会は、社外監査役２名を含む３名（うち常勤監査役１名）で構成されており、監査役会が定めた監査計画に従い監査を実施しております。監査役会の開催頻度は原則毎月１回でありますが、適宜必要に応じ臨時に開催することがあります。

法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等については、監査役が取締役会等の重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じた監査を実施するとともに、内部監査部門から内部監査の結果について適宜報告を受けております。更に、会計監査人から監査計画及び監査の方法と結果について定期的に報告を受けております。

(v) 会計監査の状況

当社は、平成19年６月22日開催の第６回定時株主総会において、会計監査人を置く旨を決議し、会計監査人として新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）を選任しており、決算監査及び期中監査を通じて会計監査を受けております。監査終了後、監査講評会を開催し、取締役会、監査役会への報告を実施しております。加えて、重要な会計的課題等については、随時相談・検討を実施しております。

当社監査を実施した指定社員・業務執行社員は、公認会計士の古谷伸太郎氏及び菅田裕之氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士６名、その他13名が監査業務に携わっております。また当社における継続監査年数は７年以下のため、記載は省略しております。

(vi) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、現在社外取締役は選任しておりません。社外監査役の清水康司氏は、株式会社ＣＳＫホールディングスの執行役員財務担当部長の職にあります。同社は当社株式の議決権比率50%超を保有する親会社でありますが、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、梶原岳男氏は梶原公認会計士事務所の代表者であり公認会計士の資格を有しており、同事務所との特別利害関係はありません。

(vii) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(viii) 取締役会で決議をすることのできる株主総会決議事項

当社は、資本政策を機動的に行うために、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当（中間配当）及び会社法第165条第２項の規定による市場取引等による自己株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

② リスク管理体制の整備の状況

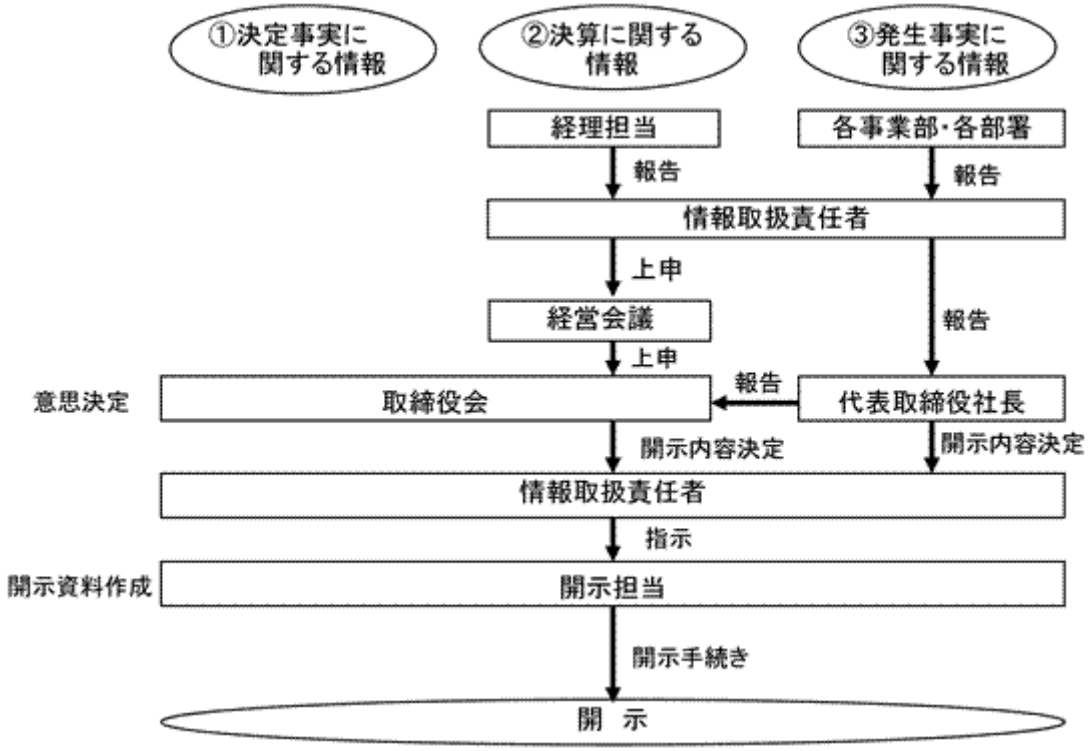

当社は、取締役会等で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所に定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」により開示が要求される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報（①決定事実に関する情報 ②決算に関する情報 ③発生事実に関する情報）などについては、適時・適切な開示活動に努めております。

当該情報は、その取扱について「機密情報管理規程」ならびに「内部者取引防止規程」に基づき情報管理を徹底し、情報の漏洩を防止するとともに、問合せ責任者を情報取扱責任者として一元的に集約し、把握するように努めており、適宜必要な会議等に諮り、意思決定しております。
また、当該情報の開示に際しては、「公平」「公正」かつ「正確」な情報開示を「迅速」かつ「適法」に行なうことを旨としており、必要に応じ適宜、会計監査人、顧問弁護士ならびに当社を連結対象とする親会社ＣＳＫホールディングス及び主幹事証券会社等より助言を受ける場合があります。
加えて、内部者取引防止委員会においては、役職員による当社、ＣＳＫグループ企業、顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的な啓発、教育を行いインサイダー取引の防止に努めております。

コンプライアンスに関連した具体的取り組みとして、全役員、従業員に対して、ＣＳＫグループ全体の法令遵守・企業倫理に関する統一基準を定めた「ＣＳＫグループ企業行動憲章」「ＣＳＫグループ役員社員行動基準」を平成16年４月より施行しております。

当社及び顧客企業の機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を目的に、規定の整備や機密情報管理委員会を設置し、規定等の整備や機密情報ならびに個人情報の取扱方法等を徹底し、その教育・啓発を進めております。
また、平成16年10月より法令及び企業倫理を徹底するため、「コンプライアンス委員会」（平成20年８月にリスク・コンプライアンス委員会に改組）を設置いたしました。加えてコンプライアンスに関連した問題が発生した場合、報告・情報を適切に収集できるように「ヘルプライン制度」の運用を開始する等、不測の事態に迅速に対応できる体制の整備に努めております。

③ 役員報酬の内容

当事業年度の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

区分	支給人員	報酬等の額
	名	千円
取締役	7	104,898
監査役 （うち社外監査役）	5 （3）	18,132 （3,600）
合 計	12	123,030

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第６回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第６回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
４．上記には、平成20年６月24日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
20,600	5,380	27,300	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、前事業年度において、会計監査人に対し公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である内部統制構築のアドバイザリー業務等を委託しております。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、過去の実績及び当社の特性等から監査証明業務（内部統制監査に係るものを含む。）に係る業務量を合理的に見積り、適切に決定しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月１日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

また、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々事業年度 みすず監査法人
前事業年度　新日本監査法人

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年３月31日)	当事業年度 (平成21年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,873,302	3,560,333
売掛金	1,158,509	1,006,403
有価証券	800,000	－
仕掛品	25,582	－
前払費用	45,793	40,492
繰延税金資産	98,973	86,119
その他	3,710	16,408
流動資産合計	5,005,870	4,709,757
固定資産		
有形固定資産		
建物	128,975	134,789
減価償却累計額	△22,923	△39,941
建物（純額）	106,051	94,848
工具、器具及び備品	65,165	64,979
減価償却累計額	△48,745	△49,753
工具、器具及び備品（純額）	16,419	15,226
リース資産	－	3,584
減価償却累計額	－	△672
リース資産（純額）	－	2,912
有形固定資産合計	122,471	112,986
無形固定資産		
商標権	265	183
ソフトウエア	64,730	75,054
電話加入権	396	396
無形固定資産合計	65,391	75,633
投資その他の資産		
前払年金費用	18,990	25,131
繰延税金資産	14,386	212
敷金及び保証金	175,372	187,547
その他	266	66
投資その他の資産合計	209,016	212,958
固定資産合計	396,878	401,578
資産合計	5,402,749	5,111,336

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年３月31日)	当事業年度 (平成21年３月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	391,565	236,615
リース債務	―	1,411
未払金	5,197	21,110
未払費用	104,512	88,574
未払法人税等	353,326	57,701
未払消費税等	62,799	9,006
前受金	206	―
預り金	10,072	12,664
賞与引当金	143,000	176,000
その他	―	933
流動負債合計	1,070,679	604,018
固定負債		
リース債務	―	1,646
役員退職慰労引当金	3,200	3,200
固定負債合計	3,200	4,846
負債合計	1,073,879	608,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,294	780,944
資本剰余金		
資本準備金	763,044	764,694
資本剰余金合計	763,044	764,694
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,786,530	2,956,832
利益剰余金合計	2,786,530	2,956,832
株主資本合計	4,328,869	4,502,471
純資産合計	4,328,869	4,502,471
負債純資産合計	5,402,749	5,111,336

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
売上高	8,822,590	7,402,607
売上原価	6,013,775	5,240,547
売上総利益	2,808,815	2,162,060
販売費及び一般管理費		
役員報酬	102,151	123,030
従業員給与・賞与	412,058	526,713
法定福利費	50,956	59,880
賞与引当金繰入額	41,591	52,895
退職給付費用	15,382	21,079
業務委託料	141,600	120,966
顧問料	41,289	65,106
支払手数料	33,479	41,460
旅費及び交通費	35,365	32,145
消耗品費	31,632	19,082
地代家賃	105,125	119,377
減価償却費	42,448	48,416
その他	351,548	363,112
販売費及び一般管理費合計	※1 1,404,629	※1 1,593,268
営業利益	1,404,185	568,791
営業外収益		
受取利息	6,915	14,258
有価証券利息	2,612	1,912
講習会受講料収入	1,345	262
水道光熱費戻入額	10,901	―
その他	2,473	1,623
営業外収益合計	24,246	18,057
営業外費用		
株式関連費用	39,697	―
株式交付費	3,380	―
為替差損	―	5,706
その他	1,550	1,468
営業外費用合計	44,628	7,175
経常利益	1,383,804	579,673
特別損失		
固定資産除却損	―	※2 9,943
特別損失合計	―	9,943
税引前当期純利益	1,383,804	569,729
法人税、住民税及び事業税	596,000	245,081
法人税等調整額	△245	27,028
法人税等合計	595,754	272,109
当期純利益	788,049	297,620

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ 労務費		1,078,083	17.9	1,355,716	25.9
Ⅱ 外注費		4,476,752	74.5	3,463,395	66.1
Ⅲ 経費	※	458,938	7.6	421,435	8.0
売上原価		6,013,775	100.0	5,240,547	100.0

原価計算の方法	原価計算の方法
当社の原価計算の方法は実際個別原価計算であります。	同左

（注）※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
地代家賃（千円）	77,014	80,352
賃借料（千円）	42,272	53,335
減価償却費（千円）	19,272	13,616
消耗品費（千円）	23,300	14,792
旅費交通費（千円）	28,017	33,227
支払ライセンス料（千円）	147,905	99,932
その他（千円）	121,156	126,177
合計（千円）	458,938	421,435

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,878	779,294
当期変動額		
新株の発行	407,632	―
新株の発行（新株予約権の行使）	783	1,650
当期変動額合計	408,416	1,650
当期末残高	779,294	780,944
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	354,628	763,044
当期変動額		
新株の発行	407,632	―
新株の発行（新株予約権の行使）	783	1,650
当期変動額合計	408,416	1,650
当期末残高	763,044	764,694
資本剰余金合計		
前期末残高	354,628	763,044
当期変動額		
新株の発行	407,632	―
新株の発行（新株予約権の行使）	783	1,650
当期変動額合計	408,416	1,650
当期末残高	763,044	764,694
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,058,293	2,786,530
当期変動額		
剰余金の配当	△59,812	△127,318
当期純利益	788,049	297,620
当期変動額合計	728,237	170,302
当期末残高	2,786,530	2,956,832
利益剰余金合計		
前期末残高	2,058,293	2,786,530
当期変動額		
剰余金の配当	△59,812	△127,318
当期純利益	788,049	297,620
当期変動額合計	728,237	170,302
当期末残高	2,786,530	2,956,832

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
株主資本合計		
前期末残高	2,783,799	4,328,869
当期変動額		
新株の発行	815,265	－
新株の発行（新株予約権の行使）	1,567	3,300
剰余金の配当	△59,812	△127,318
当期純利益	788,049	297,620
当期変動額合計	1,545,069	173,602
当期末残高	4,328,869	4,502,471
純資産合計		
前期末残高	2,783,799	4,328,869
当期変動額		
新株の発行	815,265	－
新株の発行（新株予約権の行使）	1,567	3,300
剰余金の配当	△59,812	△127,318
当期純利益	788,049	297,620
当期変動額合計	1,545,069	173,602
当期末残高	4,328,869	4,502,471

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,383,804	569,729
減価償却費	61,839	62,031
固定資産除却損	―	9,943
引当金の増減額（△は減少）	8,506	26,858
受取利息	△6,915	△14,258
有価証券利息	△2,612	△1,912
売上債権の増減額（△は増加）	△120,391	152,105
たな卸資産の増減額（△は増加）	21,568	25,582
仕入債務の増減額（△は減少）	15,147	△154,949
前払費用の増減額（△は増加）	△6,543	5,300
未払費用の増減額（△は減少）	△16,536	△15,980
未払消費税等の増減額（△は減少）	9,364	△52,884
その他	△33,902	△8,914
小計	1,313,330	602,652
利息及び配当金の受取額	8,362	16,516
法人税等の支払額	△644,912	△535,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	676,781	83,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△800,000	―
定期預金の払戻による収入	800,000	―
有形固定資産の取得による支出	△45,545	△21,352
無形固定資産の取得による支出	△42,105	△33,235
敷金及び保証金の回収による収入	―	9,057
敷金保証金の払込による支出	△25,040	△21,627
その他	△400	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△113,091	△67,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	813,451	3,300
リース債務の返済による支出	―	△705
配当金の支払額	△60,014	△127,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	753,437	△124,681
現金及び現金同等物に係る換算差額	―	△4,359
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,317,127	△112,968
現金及び現金同等物の期首残高	2,356,175	3,673,302
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,673,302	※ 3,560,333

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のないもの 同左
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） （会計方針の変更） 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号 平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で備忘価額まで均等償却する方法によっております。

項目	前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年以内）による定額法によっております。 ――――――――――	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
４．繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
５．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。 なお、当事業年度末において回収不能見込額は認められず、貸倒引当金は計上しておりません。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を「前払年金費用」（投資その他の資産）に計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員への役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく支給見込額を計上しております。 なお、当社は内規を改定しているため、支給見込額は増加いたしません。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
６．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――――――
７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限及び満期の到来する短期投資からなっております。	同左
８．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
―――――――――	（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【注記事項】

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
※１ 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費　　22,192千円	※１ 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費　　18,664千円 ※２ 固定資産除却損は、建物9,657千円、工具、器具及び備品286千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）	23,925	1,538	－	25,463
合計	23,925	1,538	－	25,463
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注） 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,538株は、新株予約権の権利行使38株、公募増資による新株の発行1,500株による増加であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年６月22日定時株主総会	普通株式	59,812	2,500	平成19年３月31日	平成19年６月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年６月24日定時株主総会	普通株式	89,120	利益剰余金	3,500	平成20年３月31日	平成20年６月25日

当事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）	25,463	80	－	25,543
合計	25,463	80	－	25,543
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注） 普通株式の発行済株式の株式数の増加80株は、新株予約権の権利行使80株による増加であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年６月24日定時株主総会	普通株式	89,120	3,500	平成20年３月31日	平成20年６月25日
平成20年10月30日取締役会	普通株式	38,197	1,500	平成20年９月30日	平成20年12月８日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年６月24日定時株主総会	普通株式	51,086	利益剰余金	2,000	平成21年３月31日	平成21年６月25日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年３月31日現在） 現金及び預金勘定　2,873,302千円 有価証券（譲渡性預金）　800,000千円 現金及び現金同等物　3,673,302千円	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年３月31日現在） 現金及び預金勘定　3,560,333千円 現金及び現金同等物　3,560,333千円

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約１件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第８条の６第６項の規定により記載を省略しております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 車両運搬具、工具、器具及び備品であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、内容の重要性が乏しく、契約１件当たりの金額が少額なリース取引のため、改正前の財務諸表等規則第８条の６第６項の規定により記載を省略しております。

（有価証券関係）

時価評価されていない有価証券の内容

区分	前事業年度（平成20年３月31日） 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度（平成21年３月31日） 貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 譲渡性預金	800,000	－

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度（ＣＳＫ企業年金基金）を、確定拠出型の制度として企業型年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
(1) 退職給付債務（千円）	△401,233	△443,908
(2) 年金資産残高（千円）	402,893	375,608
(3) 未積立退職給付債務（千円）(1)＋(2)	1,660	△68,299
(4) 未認識数理計算上の差異（千円）	17,330	93,431
(5) 退職給付引当金（千円）(3)＋(4)	－	－
(6) 前払年金費用（千円）(3)＋(4)	18,990	25,131

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
(1) 勤務費用（千円）　（注１）	26,524	35,616
(2) 利息費用（千円）	9,139	10,007
(3) 期待運用収益（千円）	△11,197	△12,086
(4) 数理計算上の差異の費用処理額（千円）	△6,869	△2,072
(5) 退職給付費用（千円） (1)＋(2)＋(3)＋(4)	17,597	31,464
(6) その他（千円）	5,649	7,464
計（千円） (5)＋(6)	23,246	38,928

（注）１．出向者分は勤務費用に含まれております。

２．「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率（%）	2.5	2.5
(3) 期待運用収益率（%）	3.0	3.0
(4) 数理計算上の差異の処理年数（年）	5	5

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 ６名 当社の監査役 １名 当社の従業員 56名	当社の取締役 ４名 当社の監査役 １名 当社の従業員 21名	当社の取締役 ４名 当社の監査役 １名 当社の従業員 53名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,192株	普通株式 281株	普通株式 283株
付与日	平成15年８月25日	平成16年８月10日	平成17年９月６日
権利確定条件	（ア）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 （イ）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 （ウ）新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。 （エ）その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左	同左
対象勤務期間	―	―	―
権利行使期間	自 平成15年９月１日 至 平成22年８月31日	自 平成17年７月１日 至 平成20年６月30日	自 平成18年７月１日 至 平成21年６月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（平成20年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前事業年度末	691	281	280
権利確定	―	―	―
権利行使	38	―	―
失効	―	―	2
未行使残	653	281	278

② 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価額　　（円）	41,250	1,350,000	640,000
行使時平均株価　　（円）	537,779	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	―

当事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 ６名 当社の監査役 １名 当社の従業員 56名	当社の取締役 ４名 当社の監査役 １名 当社の従業員 21名	当社の取締役 ４名 当社の監査役 １名 当社の従業員 53名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,192株	普通株式 281株	普通株式 283株
付与日	平成15年８月25日	平成16年８月10日	平成17年９月６日
権利確定条件	（ア）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 （イ）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 （ウ）新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。 （エ）その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左	同左
対象勤務期間	―	―	―
権利行使期間	自 平成15年９月１日 至 平成22年８月31日	自 平成17年７月１日 至 平成20年６月30日	自 平成18年７月１日 至 平成21年６月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前　　（株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前事業年度末	653	281	278
権利確定	―	―	―
権利行使	80	―	―
失効	―	281	―
未行使残	573	―	278

（注）平成16年ストック・オプションは権利行使期間が終了しております。

② 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価額　　（円）	41,250	1,350,000	640,000
行使時平均株価　　（円）	203,411	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	―

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年３月31日）		当事業年度 （平成21年３月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	65,096	賞与引当金損金算入限度超過額	80,473
未払事業税	27,570	一括償却資産損金算入限度超過額	2,679
一括償却資産損金算入限度超過額	5,590	役員退職慰労金引当金繰入額	1,302
役員退職慰労金引当金繰入額	1,302	ソフトウエア償却費損金算入限度超過額	3,449
ソフトウエア償却費損金算入限度超過額	11,682	その他	10,462
その他	9,844	繰延税金資産計	98,367
繰延税金資産計	121,087	繰延税金負債	
繰延税金負債		未払事業税	△1,809
前払年金費用	△7,727	前払年金費用	△10,226
繰延税金負債計	△7,727	繰延税金負債計	△12,035
繰延税金資産の純額	113,360	繰延税金資産の純額	86,331
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差異の原因となった主要な項目別の内訳	
（%）		（%）	
法定実効税率	40.6	法定実効税率	40.6
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9
住民税均等割等	1.7	住民税均等割等	3.8
その他	△0.8	その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.7

（持分法損益等）

前事業年度（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社ＣＳＫホールディングス	東京都港 区	73,225,401	持株会社等	（被所有）直接 57.0	兼任 ２人	営業取引	事務所賃借	9,785	－	－
								固定資産の購入	12,578	－	－

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件の決定方針は以下のとおりであります。

・事務所賃借・固定資産の購入 近隣相場を参考に相手先の提示した金額の合理性を検討し、一般的条件と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社ＣＳＫシステムズ	東京都港 区	10,000,000	システム開発等	－	兼任 ２人	営業取引	サービスの提供	32,485	－	－

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件の決定方針は以下のとおりであります。

・サービスの提供　相手先から提示された価格と当社のコストを勘案して、一般的条件と同様に交渉して決定しております。

当事業年度（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社ＣＳＫホールディングス	東京都港 区	73,225,401	持株会社等	（被所有）直接 56.8	事務所の賃借 役員の兼任	事務所賃借	2,586	―	―

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件の決定方針は以下のとおりであります。

・事務所賃借 近隣相場を参考に相手先の提示した金額の合理性を検討し、一般的条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ＣＳＫホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	170,006円26銭	１株当たり純資産額	176,270円27銭
１株当たり当期純利益金額	32,362円11銭	１株当たり当期純利益金額	11,687円88銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	31,548円49銭	潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	11,454円86銭

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計（千円）	4,328,869	4,502,471
普通株式に係る純資産額（千円）	4,328,869	4,502,471
差額の主な内訳（千円）	－	－
普通株式の発行済株式数（株）	25,463	25,543
普通株式の自己株式数（株）	－	－
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の株（株）	25,463	25,543

（注）２．１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	788,049	297,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	788,049	297,620
期中平均株式数（株）	24,351	25,464
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	628	518
（うち新株予約権（株））	(628)	(518)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類　新株予約権 潜在株式の数 （平成16年６月17日決議） 281株 （平成17年６月24日決議） 278株 新株予約権の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	潜在株式の種類　新株予約権 潜在株式の数 （平成17年６月24日決議） 278株 新株予約権の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	128,975	18,934	13,120	134,789	39,941	20,480	94,848
工具、器具及び備品	65,165	6,528	6,714	64,979	49,753	7,435	15,226
リース資産	－	3,584	－	3,584	672	672	2,912
有形固定資産計	194,140	29,046	19,834	203,353	90,366	28,587	112,986
無形固定資産							
商標権	815	－	－	815	632	81	183
ソフトウエア	115,879	43,686	－	159,565	84,511	33,362	75,054
電話加入権	396	－	－	396	－	－	396
無形固定資産計	117,090	43,686	－	160,777	85,143	33,444	75,633
長期前払費用	400	－	－	400	333	199	66
繰延資産	－	－	－	－	－	－	－

（注）当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

１．建物の増加は、事業所の設備構築によるものであります。また、減少は設備再構築等に伴う除却によるものであります。

２．工具、器具及び備品の増加は、社内情報システム設備拡張及びシステム検証サービス用パソコン等の購入によるものであります。また、減少は遊休資産の除却によるものであります。

３．ソフトウエアの増加は、社内システム構築及びプログラム検証サービスツールの構築によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

リース債務の金額が負債及び純資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	143,000	176,000	143,000	－	176,000
役員退職慰労引当金	3,200	－	－	－	3,200

（２）【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	500
預金	
外貨預金	32,907
当座預金	1,348
普通預金	722,123
別段預金	3,454
定期預金	2,800,000
計	3,559,833
合計	3,560,333

② 売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
パイオニア株式会社	264,022
ソニー株式会社	168,243
株式会社デンソー	91,592
株式会社ザナヴィ・インフォマティクス	67,623
株式会社キーエンス	39,148
その他	375,772
合計	1,006,403

（ロ）売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	次期繰越高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
1,158,509	7,772,615	7,924,720	1,006,403	88.7	51.0

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ヴェス	22,145
永山コンピュータサービス株式会社	22,102
株式会社テクノアスカ	14,921
コンピュータリピート株式会社	9,695
株式会社コンピューター総合研究所	9,573
その他	158,177
合計	236,615

④ 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税、住民税及び事業税	57,701
合計	57,701

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報

	第１四半期 自平成20年４月１日 至平成20年６月30日	第２四半期 自平成20年７月１日 至平成20年９月30日	第３四半期 自平成20年10月１日 至平成20年12月31日	第４四半期 自平成21年１月１日 至平成21年３月31日
売上高（千円）	1,965,899	2,020,413	1,779,496	1,636,798
税引前四半期純利益金額（千円）	125,091	167,137	167,306	110,193
四半期純利益金額（千円）	61,575	88,692	82,914	64,438
１株当たり四半期純利益金額（円）	2,418.22	3,483.06	3,256.00	2,530.47

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都中央区八重洲二丁目３番１号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪府大阪市中央区北浜四丁目５番33号 住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 全国本支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ http://www.veriserve.co.jp/ir/epn/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第７期）（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）平成20年６月24日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第８期第１四半期）（自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）平成20年８月８日関東財務局長に提出

（第８期第２四半期）（自 平成20年７月１日 至 平成20年９月30日）平成20年11月７日関東財務局長に提出

（第８期第３四半期）（自 平成20年10月１日 至 平成20年12月31日）平成21年２月６日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年５月30日

株式会社ベリサーブ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　日高 真理子

指定社員
業務執行社員　公認会計士　菅田 裕之

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリサーブの平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリサーブの平成２０年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年６月24日

株式会社ベリサーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷 伸太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅田 裕之

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリサーブの平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリサーブの平成２１年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ベリサーブの平成 ２１年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ベリサーブが平成２１年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。